

議案第 36 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成 30 年 6 月 6 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項により、三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成 30 年 3 月 30 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和 48 年三朝町条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 三朝町内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により、これらの項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項若しくは第2項（<u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定により、これらの項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者又は同条第1項の規定の適用を受ける後期高齢者医療の被保険者であって、<u>国民健康保険法第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により他の市町村に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったものを除く。</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 三朝町に住所を有していたと認めら</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 三朝町内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により、これらの項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項又は第2項の規定により、これらの項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 三朝町に住所を有していたと認めら</p>

れることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条第 1 項若しくは第 2 項 (同法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、同法第 48 条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者又は第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける後期高齢者医療の被保険者であって、国民健康保険法第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により三朝町内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

2 及び 3 略

れることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同法第 48 条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者

2 及び 3 略

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。